

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	2-2
処分の種類	漁船の登録の取消			
根拠法令条例等・条項	漁船法第19条			
処分の概要	漁船の登録の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】漁船法 (登録の取消し)</p> <p>第十九条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けた漁船が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。この場合には、第七条第二項の規定を準用する。</p> <p>一 第四条の規定に違反して改造されたとき。</p> <p>二 第十三条の規定に違反して検認を受けないとき。</p> <p>三 老朽、破損等のため漁船として使用することができなくなつたと認められるとき。</p>			
基準の制定根拠	—			